

47都道府県の休業要請等及び休業要請等に関する主な支援策の内容（1/11）

令和2年6月23日時点

注：本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。

都道府県	休業要請	飲食店等の時短要請	休業要請等に関する主な支援策	
北海道	<p>遊興施設等、運動・遊戯施設、劇場等、集会・展示施設(1,000㎡超、ホテル又は旅館は集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)、大学・学習塾等(1,000㎡超)、学校【4月20日～5月31日(5月25日以降は以下の施設を対象外【全域】集会・展示施設のうち、博物館、美術館、図書館【石狩振興局管内以外の地域】遊興施設等(ネットカフェ、漫画喫茶のみ)運動・遊技施設(スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ除く)、劇場等、集会・展示施設、商業施設)】</p> <p>《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店計8店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【5月10日～(5月15日までに、全店舗の休業を確認)】</p>	<p>なし ※食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など)の酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月20日～5月24日(5月16日以降は石狩振興局管内のみ)】</p>	<p>【休業協力・感染リスク低減支援金】 感染拡大防止のため、道の要請や協力依頼に応じて、遅くとも4月25日から5月15日までの期間に、施設の使用停止等に協力する事業者に支援金を支給(施設を休業する法人に30万円、個人事業者に20万円、酒類の提供時間の短縮(19時まで)する飲食店には法人個人問わず10万円)</p> <p>【感染拡大防止と事業継続に取り組む事業者への支援】 5月14日に北海道が引き続き特定警戒都道府県とされたことによる追加支援策 道の休業要請(遅くとも5月19日から5月31日までの期間)に協力する事業者及び酒類の提供時間の短縮(19時まで)する飲食店に対して10万円を支給 また、休業要請の対象外だが、月の売上が前年から1/2以下になった事業者には5万円を支給</p>	<p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/kvu/ugvovousei.html</p>
青森県	<p>遊興施設等、劇場等、集会・展示施設、運動・遊戯施設、学習塾等(1,000㎡超)、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)【4月29日～5月6日】</p>	<p>休業要請を行わないが、協力すると協力金の対象とする。 休業または、午後8時から翌朝午前5時までの営業を自粛し午後7時以降の酒類提供を自粛する場合には、協力金の支給対象となる。【4月29日～5月6日】</p>	<p>【青森県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金】 ・県の休業要請・協力依頼(4月29日からの対象期間の全日)に協力した県内中小企業者(法人・個人事業主、4/28以前に開業しており営業の実態があること)を対象とし、法人には30万円、個人事業主には20万円の協力金を支給</p>	<p>https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/file/s/00-chirashi.pdf</p>
岩手県	<p>接待飲食等営業店(風営法に定める接待飲食等営業1号営業(料理店、社交飲食店)の店舗)、運動施設・遊技場、映画館等、集会・展示施設(1,000㎡超)、商業施設(30,000㎡超、生活必要物資販売施設以外の施設)【4月25日～5月6日】</p>	<p>なし</p>	<p>【岩手県感染拡大防止協力金】 ・県の協力要請に応じた県内の中小企業者へ対する支援一律10万円、収入が大きく減少した飲食・小売等の事業者30万円を上限として家賃の1/2を支援(4/23知事会見にて言及 対象者へは県から直接通知しておりHPに詳細記載なし)</p>	<p>https://www.pref.iwate.jp/sangyoukouyou/sangyoushinkou/shouyou/shouyou/1029636.html</p>
宮城県	<p>遊興施設等、大学・学習塾等(1,000㎡超)、文教施設(ただし、必要な保育等は可)、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、博物館・ホテル等(ホテル又は旅館は集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)等【4月25日～5月6日】</p> <p>《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店2店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月29日～5月6日】</p>	<p>食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【4月25日～5月6日】</p>	<p>【(仮称)宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金】 ・緊急事態措置以前に開業した営業実態があり、県の要請や協力依頼に応じて、4月25日からの対象期間に、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力いただける中小企業又は個人事業主に対し、県・市町村から協力金を支給 ◎支給額 1事業者当たり30万円</p>	<p>https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/fukensui/coronaviruss-kvorvokukin.html</p>
秋田県	<p>遊興施設等、運動施設(一部の屋外施設は対象外)、遊戯施設、劇場等、集会場・展示場等、大学・専修学校等、学習塾その他の学習支援施設、ホテル・旅館・休憩施設等(宴会やカラオケなど集会の用に供する部分、ゲームコーナー等)、商業施設(生活必需物資の小売関係以外の店舗及び生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)【4月25日～5月6日】 キャバレーなどの接待を伴う飲食店、ライブハウス、カラオケボックス、スポーツクラブ【5月7日～5月14日】</p>	<p>食事提供施設(飲食店、居酒屋、料理店、喫茶店) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【4月25日～5月6日】</p>	<p>【秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金】 ・県の要請に応じて4月25日からの対象期間に、施設の休業(飲食店等の場合は営業時間の短縮を含む)に全面的にご協力いただいた4/21以前に開業し営業実態のある中小企業・個人事業主に1事業者当たり30万円(県内に所在する事業所が複数事業所の場合60万円)</p>	<p>https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/49212</p>
山形県	<p>遊興施設等、劇場、映画館等、屋内運動施設に加え、県外からの人の移動・県民の県内外の往来に係る業態として宿泊施設、観光地・温泉地にある店舗(飲食店(昼間の営業のみを含む)含む)、立寄施設、ゴルフ場、旅行者、貸切バスなどの交通等【4月25日～5月10日】 接待を伴う飲食店、全国的にクラスターが発生した施設(バー等)【5月11日～5月14日】</p>	<p>飲食店等に対し、夜間営業(午後8時以降)の自粛要請【4月25日～5月10日】</p>	<p>【緊急経営改善支援金】 ・県からの自粛要請(4月25日からの対象期間の全期間)に協力し、経営改善の検討を行う県内事業者(県内に県が指定する施設を有する事業者)に対し、個人事業者10万円(事業所を賃借している場合は20万円)、法人20万円</p>	<p>https://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110001/keisishienkin.html</p>

47都道府県の休業要請等及び休業要請等に関する主な支援策の内容（2／11）

注：本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。

令和2年6月23日時点

都道府県	休業要請	飲食店等の時短要請	休業要請等に関する主な支援策
福島県	遊興施設、劇場等、集会・展示施設、遊技施設、運動施設、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、博物館等(1,000㎡超)、ホテル又は旅館(1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)【4月21日～5月15日(文教施設のみ5月24日まで)】	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など)※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【4月21日～5月15日】	<p>【福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の要請や協力依頼に応じて、緊急事態措置の期間うち少なくとも4月28日(火)から5月6日(水)までの間、県内の施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じていること ・令和2年4月20日(月)以前に事業を開始しており、営業実態が確認できること ・福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号)に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事者等ではないこと <p>10万円から30万円(県内の事業所を1か所賃借していれば20万円、複数箇所を賃借していれば30万円)</p> <p>【福島県新型コロナ ウイルス感染症拡大防止支援金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月7日(木)以降も継続して休業要請等に応じて施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じ、事業再開に向けて感染防止の対策に取り組んでいること <p>協力金に加えて一律10万円</p>
茨城県	遊興施設等、劇場等、運動・遊技施設、大学・学習塾、集会場・展示施設、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗等)、文教施設等【4月18日～5月24日(5月18日以降は、ガイドラインの遵守を前提に劇場等の休業要請を解除)】 遊興施設等(接客において概ね1m以上の間隔を維持できないキャバレー、スナック等、性風俗店、ライブハウス等)【5月25日～6月7日】 《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店計3店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月28日～5月6日】	食事提供施設(飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店など(宅配・テイクアウトを除く)) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月22日～5月17日(ガイドラインの順守を前提に解除)】	<p>【休業要請に応じた事業者への協力金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設で事業を営む方で、休業等に全面的にご協力いただいた事業者には下表の金額を支給 <p>自己所有10万円 賃借している対象施設が1か所20万円 賃借している対象施設が2か所30万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により仕事をなくされた労働者や学生などをワンストップで総合的に支援するための体制を整備(いばらき就職支援センターや外国人材支援センターを窓口として活用) ・雇用維持などの経営課題に直面する中小企業の相談窓口を「よろず支援拠点」(水戸商工会議所)に集約。最大4回まで、専門家を無料で派遣。
栃木県	遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、運動施設、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、博物館等(1,000㎡超)、宿泊施設(1,000㎡超、行楽を主目的とする宿泊に係る事業、集会の用に供する部分に限る)、商業施設(1,000㎡超、生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)【4月18日～5月15日(5月11日以降はキャバレー等の全国的にクラスターが発生した施設を除き、県の定める施設に応じた感染防止対策の徹底が行われた施設は対象外)】 《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店6店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月29日～5月6日】	なし ※食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など)の酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月18日～5月10日】	<p>【新型コロナウイルス感染拡大防止協力金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の要請・協力依頼に応じる事業者に対し、最大30万円(1事業者当たり10万円)。事業所を賃借している場合は10万円を加算、複数事業所を賃借している場合はさらに10万円を加算)
群馬県	遊興施設等、大学・学習塾等(1,000㎡超)、文教施設、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設(博物館等は1,000㎡超、ホテル又は旅館は集会の用に供する部分に限る)、商業施設(1,000㎡超、生活必需品販売を除く)【4月18日～5月15日】 遊興施設等、大学・学習塾等(自動車教習所、学習塾等を除く、1,000㎡超)、文教施設、運動・遊技施設(ゴルフ練習場等を除く)【5月16日～5月29日】 《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店9店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月28日～5月6日】 ○パチンコ店31店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【5月13日～5月14日】	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など)※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトを除く)【4月18日～5月15日】	<p>【休業要請施設に対する「感染症対策事業継続支援金」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業要請中の一定期間(4月25日(土)～)、対象施設の休業または営業時間の短縮等を行った中小企業、個人事業者に対し、1事業者当たり20万円 <p>【新型コロナウイルス感染症対応資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の緊急経済対策で示された「民間金融機関での実質無利子・無担保融資」を実現するため、県制度融資に新たな資金を創設(国3年間に県が4年間分を上積みし最長7年間の利子補給)

47都道府県の休業要請等及び休業要請等に関する主な支援策の内容（3／11）

注：本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。

令和2年6月23日時点

都道府県	休業要請	飲食店等の時短要請	休業要請等に関する主な支援策	
埼玉県	<p>学校等（一部は1,000㎡超の施設に限る）、大学等（1,000㎡超）、劇場等、宿泊施設等（1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る）、運動施設等、遊技場等、展示施設等（1,000㎡超）、遊興施設等【4月13日～5月24日（5月16日以降、図書館（徹底した感染防止策を講じることを前提に、事前予約による図書の貸し出しのみ）を対象外）（5月23日以降、博物館、美術館を対象外）】</p> <p>遊興施設等（射的場、場外馬（車・舟）券場を除く）、大学、専門学校等（1,000㎡超）、屋内運動施設、屋外水泳場、宿泊施設等（1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る）、学校等【5月25日～5月27日】</p> <p>遊興施設等（射的場、場外馬（車・舟）券場を除く）、大学、各種学校等（1,000㎡超）、運動施設等（スポーツジム、ヨガスタジオ、ホットヨガ）、学校等【5月28日～6月4日（大学、専門学校等、学校等は5月31日まで）】</p> <p>遊興施設等（接待を伴う飲食業、ライブハウスなど）【6月4日～6月16日】</p> <p>《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店123店舗に対し施設の使用停止（休業）を要請【5月19日～5月25日】</p>	<p>なし</p> <p>※飲食店における酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月17日～6月16日（5月25日以降は夜10時まで）】</p>	<p>【埼玉県中小企業・個人事業主支援金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大抑制のため4月8日から5月6日までの間、7割以上休業する県内中小企業者・個人事業主に20万円（複数の事業所を有する場合は30万円） ※埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金（5月11日発表） ・緊急事態措置期間の延長に伴い、5月12日から5月31日分休業分への支援金として10万円 <p>【埼玉県業種別組合等応援補助金】</p> <p>感染症の影響を緩和するため適切な事業を実施する業種別組合に500万円</p>	<p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/r020131_shingatakorona.html</p>
千葉県	<p>大学等（1,000㎡超）、劇場等、集会場等（ホテル又は旅館は1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る）、運動施設、遊技場、博物館等（1,000㎡超）、遊興施設等、自動車教習所等（1,000㎡超）【4月14日～5月25日（5月22日以降は博物館等の一部（図書館、美術館等）は対象外）】</p> <p>遊興施設、運動施設、遊技場、水族館等【5月26日～5月31日】</p> <p>遊興施設等（ライブハウス、キャバレー・ナイトクラブ・バー等の接待を伴う飲食店、ダンスホール、性風俗店等）【6月1日～6月18日】</p> <p>《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店計4店舗に対し施設の使用停止（休業）を要請【5月1日～5月6日】</p> <p>《第45条第3項の規定に基づく指示》 ○パチンコ店2店舗に対し施設の使用停止（休業）を指示【5月3日～5月6日】</p>	<p>なし</p> <p>※飲食店における酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月18日～6月11日（5月26日以降は夜10時まで）】</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の休業要請に応じる企業等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年と比較して50%以上減少した県内中小企業者に最大40万円（休業要請対象業種は令和4月22日から令和2年5月6日までの全ての期間において要請に応じた場合、1事業者当たり10万円に、1事業所を賃借している場合10万円、複数事業所を賃借している場合20万円を加算。また、令和2年5月9日から令和2年5月30日までの全ての期間において要請に応じた場合一律10万円を支給。休業要請対象業種でない場合は、期間に関わらず、1事業者当たり20万円に、1事業所を賃借している場合10万円、複数事業所を賃借している場合20万円を加算。） 	<p>https://www.chiba-shienkin.com/</p>
東京都	<p>遊興施設等、大学・学習塾等（1,000㎡超）、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設（1,000㎡超、ホテル又は旅館は集会の用に供する部分に限る）、商業施設（生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗等）【4月11日～5月31日（5月26日以降は、展示施設（博物館、図書館、動物園等）、屋内運動施設（ただし観客席部分は除く）、大学、専修学校等、文教施設は対象外）】</p> <p>遊興施設等、遊技施設【6月1日～6月11日】</p> <p>遊興施設等（ライブハウス、キャバレー・ナイトクラブ・バー等の接待を伴う飲食店、ダンスホール、性風俗店等）【6月12日～6月18日】</p> <p>《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店計68店舗に対し施設の使用停止（休業）を要請【5月9日～（5月23日までに、計5店舗の休業を確認）】</p>	<p>食事提供施設（飲食店（居酒屋を含む）、料理店、喫茶店など）</p> <p>※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テイクアウトサービスは除く）【4月11日～5月25日】</p> <p>※営業時間を朝5時から夜10時までの間とし、酒類の提供は夜10時までとすることを要請（宅配・テイクアウトサービスは除く）【5月26日～6月11日】</p> <p>※営業時間を朝5時から夜12時までの間とし、酒類の提供は夜12時までとすることを要請（宅配・テイクアウトサービスは除く）【6月12日～6月18日】</p>	<p>【感染拡大防止協力金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のため、都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止に全面的に協力する中小の企業者を対象に50万円（2店舗以上有する事業者は100万円） 【感染拡大防止協力金（第2回）】 ・5月7日からの緊急事態措置期間において、都の要請等に応じ、施設等の使用停止に全面的に協力いただける中小企業、個人事業主及びNPO法人等を対象に50万円（2店舗以上有する事業者は100万円） 【その他】 ・飲食事業者が新たに宅配・テイクアウトの始める際の初期費用として、1事業者あたり最大100万円 	<p>https://www.sangvo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2020/0415_13288.html</p>

47都道府県の休業要請等及び休業要請等に関する主な支援策の内容（4／11）

注：本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。

令和2年6月23日時点

都道府県	休業要請	飲食店等の時短要請	休業要請等に関する主な支援策	
神奈川県	<p>遊興施設等、大学・学習塾等(1,000㎡超)、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設(1,000㎡超、ホテル又は旅館は集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)、文教施設【4月11日～6月18日(5月27日以降は営業時間の短縮(夜10時まで)を要請)】</p> <p>《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店6店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月28日～5月6日】 ○パチンコ店計25店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【5月11日～】 《第45条第3項の規定に基づく指示》 ○パチンコ店1店舗に対し施設の使用停止(休業)を指示【5月1日～5月6日】</p>	<p>食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【4月11日～6月18日(5月27日以降は営業時間の短縮(夜10時まで)のみの要請)】</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(県から要請を受けた業者に限る)】 ・新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、県の要請や依頼に応じて、休業や営業時間の短縮を行う中小企業、個人事業主に対し、事業所全てが自己所有の場合10万円、賃借している事業所が1箇所の場合20万円、同2箇所以上の場合30万円、飲食店の場合10万円</p>	<p>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ifa2/coronavirus-kyorokukin/index.html</p>
新潟県	<p>遊興施設等、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)【4月22日～5月6日】 遊興施設等、運動・遊技施設(一部の施設は対象外)【5月7日～5月14日】</p> <p>《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店5店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月30日～5月6日】 ○パチンコ店4店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【5月13日～5月14日】(上記のうちの4店舗へ再度の要請) 《第45条第3項の規定に基づく指示》 ○パチンコ店2店舗に対し施設の使用停止(休業)を指示【5月2日～5月6日】</p>	<p>食事提供施設(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店等 ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【4月22日～5月6日】</p>	<p>【新型コロナウイルス感染拡大防止協力金】 ・県の協力要請に応じて、少なくとも令和2年4月24日から5月6日までの全ての期間において、施設の使用等の停止に全面的に協力する中小企業及び個人事業主に対し、1事業者当たり10万円を支給する。 【休業要請の延長への対応】 ・5月7日から5月20日までの期間、施設の使用停止等の協力要請対象となる遊興施設等及び運動・遊技施設における事業者に対し、1事業者当たり10万円を支給する。(前期間において協力要請に応じ、引き続き全面的に協力する事業者には上記協力金と合わせ合計20万円を支給) 【県制度融資】 ・一定の売上減少の場合、既往債務の借換も含め、3年間の実質無利子や保証料ゼロの融資を行う。また、県制度融資を借り入れ、返済が始まっている方に対し、最長1年までの返済猶予を行うなど。</p>	<p>https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sanevoseisaku/iiyovusva.html</p>
富山県	<p>遊興施設等、遊技施設、運動施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、劇場等、集会・展示施設、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、博物館等(1,000㎡超)、ホテル又は旅館(1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)【4月23日～5月14日(5月11日以降は博物館等については対象外)】</p>	<p>食事提供施設(飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、居酒屋等) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【4月23日～5月14日(5月11日以降は酒類の提供は夜8時まで緩和)】 酒類の提供は夜9時までとすることを要請【5月15日～5月28日】</p>	<p>【富山県・市町村新型コロナウイルス感染拡大防止協力金】 ・県の休業の要請等に全面的に協力される中小企業及び個人事業主に対し、県と市町村が連携し、「協力金」を支給(支給に係る事務は県が実施) ・4月23日(少なくとも4月24日からの対象期間に、遊興施設、運動・遊技施設、劇場、商業施設等の事業者 ・中小企業50万円、個人事業主20万円</p>	<p>http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1306/ki00021931.html</p>
石川県	<p>遊興施設等、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、博物館等(1,000㎡超)、ホテル又は旅館((1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る)、商業施設(1,000㎡超)【4月21日～5月19日(5月15日以降は博物館等(1,000㎡超)の休業要請を解除)】 上記施設のうち、これまで全国でクラスターが発生した施設(キャバレー等の接待を伴う飲食店、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツジム)【5月20日～5月31日】</p> <p>《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店2店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【5月9日～5月14日】</p>	<p>食事提供施設(飲食店・居酒屋・料理店・喫茶店・和菓子店・洋菓子店) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスを除く)【4月21日～5月14日】</p>	<p>【石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金】 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じて、施設の使用停止に全面的に協力する中小企業に対し50万円(個人事業主の場合は20万円)</p>	<p>https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keishien/kvov/enkakudaibousikvovryokukin.html</p>

47都道府県の休業要請等及び休業要請等に関する主な支援策の内容（5/11）

注：本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。

令和2年6月23日時点

都道府県	休業要請	飲食店等の時短要請	休業要請等に関する主な支援策
福井県	遊興施設等、大学・学習塾等（1,000㎡超）、文教施設、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、博物館等（1,000㎡超）、宿泊施設（1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る）、商業施設（1,000㎡超）【4月25日～5月17日（県立恐竜博物館及び県立こども家族館を除く博物館等は5月10日まで）】	飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等 ※朝5時から夜8時までの間の営業とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テイクアウトを除く）【4月25日～5月10日】	【中小企業休業等協力金】 ・県の休業等を要請する期間（令和2年4月25日から休業要請期間の終了日まで）に全面的に協力した中小企業および個人事業主に対し、協力金を支給。 ・休業要請に応じた中小企業 50万円 、個人事業主 20万円 。時短要請に応じた場合は、それぞれの半額。 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-vobousessyu/corona_d/fil/koronataisaku-fukui-0529.pdf
山梨県	劇場等、集会・展示施設、大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設（1,000㎡超、生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設）、ホテル・旅館（1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る）、運動施設（屋外施設は対象外）、遊戯施設、博物館等（1,000㎡超）、遊興施設、学習塾等（1,000㎡超）【4月20日～（博物館等は5月6日まで。5月7日以降はこれまでにクラスターが発生した主な施設類型を除き、県の示す基準に適合する各業界団体作成のガイドラインを遵守する施設については個別に要請を解除。5月15日以降はクラスターが発生した主な施設類型についても同様の措置）】	なし	—
長野県	遊興施設等、運動・遊技施設、劇場等、集会、展示施設（主として観光客を対象とする施設）、観光・宿泊施設等（主として観光客を対象とする施設）【4月23日～5月6日】 遊興施設等（キャバレー等接待を伴うもの、ライブハウス等）【5月7日～5月21日】 《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店2店舗に対し施設の使用停止（休業）を要請【5月1日～5月6日】	食事提供施設 飲食店、料理店、喫茶店等 ※営業時間を夜8時から翌朝5時までの間の営業自粛及び酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配、テイクアウトは除く）【4月23日～5月15日】	【新型コロナウイルス拡大防止協力金】 ・県からの休業や夜間の営業時間の短縮等の要請に応じた施設管理者等に対し、市町村と協調して 30万円 を支給 【新型コロナウイルス拡大防止支援金】 ・感染拡大防止に向け、休業した観光・宿泊施設等管理者に対し、市町村と協調して 30万円 を支給 【緊急小口資金（主に休業）の償還金の一部補助】 ・緊急小口資金の償還については、国の制度による償還免除に加え、長野県独自の支援策として償還金の一部（最大 10万円 ）を補助。 https://www.pref.naganano.lg.jp/
岐阜県	遊興施設等、運動施設、遊技施設、劇場等、集会・展示施設、文教施設、社会福祉施設等（ただし、必要な保育等は確保）、大学・学習塾等（1,000㎡超）、博物館等（1,000㎡超）、ホテル又は旅館（1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る）、商業施設（生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超）【4月18日～5月15日（ただし、これまでにクラスターが発生した業種及びパチンコ店等については県行動指針に沿った感染防止対策の確立が確認されるまで要請継続）】	食事提供施設（飲食店（居酒屋を含む）、料理店、喫茶店など） ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テイクアウトサービスを除く）【4月18日～5月15日】	【岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金】 ・県からの要請に全面的に協力し、県内の事業所の休業等を行う事業者に対して1事業者あたり 50万円 。なお、営業時間短縮する飲食店等も対象 https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juvo-ioho/shingata-coro-na-kvugvovosei.html
静岡県	遊興施設等、遊技施設、劇場等、運動施設（屋内）、集会・展示施設（1,000㎡超）、ホテル又は旅館（1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る）、商業施設（生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超）、自動車教習所等（1,000㎡超）【4月25日～5月6日】 遊興施設等、運動・遊戯施設【5月7日～5月17日】	なし	・[第1期]4/25～5/6までの休業要請し、応じた事業者に対し 20万円 を支給する。対象は、ナイトクラブ、カラオケボックス等。既に独自の休業要請と協力金支給の方針を表明済みの市町に対しては、市町が交付対象とした日から5/6までの期間で、補助率1/2で1事業者あたり上限額 20万円 。 ・[第2期]休業要請期間を5/7～5/17とし、協力金 20万円 を支給。対象はナイトクラブ、カラオケボックス等遊興施設とパチンコ屋等遊技施設であり、劇場、映画館、生活必需品以外の物品を販売する商業施設等が除外された。また、市町が独自に実施する休業要請に対して、市町が事業者に交付した経費の1/2補助（1事業者あたり上限額20万円）の交付金として支援。（前回（4/25～5/6）給付を受けた事業者も対象） 第1期 https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-kvourvokuin.html 第2期 https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-kvourvokuin2.html

47都道府県の休業要請等及び休業要請等に関する主な支援策の内容（6/11）

注：本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。

令和2年6月23日時点

都道府県	休業要請	飲食店等の時短要請	休業要請等に関する主な支援策	
愛知県	<p>遊興施設等、運動施設、遊技施設、劇場等、集会・展示施設、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、博物館等(1,000㎡超)、ホテル又は旅館(1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)等【4月17日～5月14日】</p> <p>遊興施設等、運動施設、遊技施設、ホテル又は旅館(1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る)【5月15日～5月21日(5月19日以降は運動施設の一部(水泳場、ボウリング場)、ホテル又は旅館(1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る)は対象外)】</p> <p>遊興施設(接待を伴うバー・パブ、キャバレー、ナイトクラブ、デリヘル等)、運動施設(スポーツジム)【5月22日～】</p> <p>《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店6店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月30日～5月6日】</p>	<p>食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など)※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスを除く)【4月17日～5月14日】</p>	<p>【愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金】 ・県からの休業要請と営業時間短縮の要請に全面的に協力する中小事業者に対し50万円</p>	<p>https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyorvoku2.html</p>
三重県	<p>遊興施設等、文教施設、大学・学習塾等(100㎡超)、運動・遊戯施設、劇場等、集会・展示施設、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で100㎡超)【4月20日～5月6日】</p> <p>遊興施設等、学習塾等(1,000㎡超)、運動・遊戯施設、商業施設(1,000㎡超、生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)【5月7日～5月14日】</p>	<p>食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など)※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスを除く)【4月20日～5月6日】</p>	<p>【三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金】 ・県からの休業要請・依頼に全面協力する中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)に50万円 なお、営業時間短縮する飲食店等も対象</p>	<p>https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m031500187.htm</p>
滋賀県	<p>遊興施設、劇場等、集会・展示施設、遊技施設、運動施設、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、博物館等(1,000㎡超)、ホテル又は旅館(1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を含む店舗で1,000㎡超)【4月23日～5月14日(5月11日以降は感染拡大防止対策の徹底を前提に、文教施設、博物館等(美術館、図書館等)、1000㎡以下の大学・学習塾、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設は対象外)】</p>	<p>飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店等 ※営業時間は午前5時～午後8時、酒類の提供は午後7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【4月23日～5月14日】</p>	<p>【新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金】 ・休業等を要請している全ての期間(4月23日～5月6日)の内、原則、4月25日から5月6日までの全ての期間において、県の要請に応じ、休業等に協力いただける事業者への臨時的な支援金(中小企業に20万円、個人事業主に10万円)</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金】 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、または受けると見込まれる県内中小企業等の今後の事業活動に資する人材育成、働き方改革、新たな販路の開拓等の取組に対し、予算の範囲内で経費の一部を補助(補助限度額50万円、補助金申請下限額20万円(補助率 中小企業2/3、小規模事業者3/4))</p> <p>【雇用調整金助成金申請サポート事業】 ・滋賀県社会保険労務士会に委託して、滋賀県雇用調整助成金申請サポートセンターを設置し、社会保険労務士による支援(電話相談・訪問支援)をきめ細かく行うことにより、助成金の活用を促し、雇用継続による人材確保および失業の防止を図る。</p>	<p>https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/svoutosangyou/svou/311612.html</p> <p>https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/svoutosangyou/svou/302793.html</p> <p>https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/312376.html</p>
京都府	<p>遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、博物館等(1,000㎡超)、ホテル又は旅館(1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を含む店舗で1,000㎡超)【4月18日～5月15日】</p> <p>上記施設のうち、これまで全国でクラスターが発生した施設及び類似施設(キャバレー等の接待を伴う飲食店、スナック、ライブハウス、屋内運動施設など)、集会・展示施設(貸会議室除く)、文教施設(中丹地域以北※を除く)、1,000㎡を超える遊興施設、遊技施設、屋外の運動施設【5月16日～5月22日】</p> <p>※中丹地域以北：福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町の区域</p> <p>これまで全国でクラスターが発生した施設等(キャバレー等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店、スポーツジム)、大学【5月23日～5月31日(大学については5月27日まで)】</p> <p>《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店1店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月30日～5月6日】</p>	<p>食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など)※営業時間を午前5時から午後8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【4月18日～5月15日】</p> <p>※営業時間を午前5時から午後10時までの間とし、酒類の提供は午後9時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【5月16日～5月22日】</p>	<p>【休業要請対象事業者支援費】 ・京都府緊急事態措置に基づく休業要請等に協力いただいた中小企業・団体(20万円)・個人事業主(10万円)に対して支援給付金を支給</p>	<p>http://www.pref.kyoto.jp/sanros/new/coronavirus-kyuhukin.html?mode=preview</p>

47都道府県の休業要請等及び休業要請等に関する主な支援策の内容（7/11）

注：本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。

令和2年6月23日時点

都道府県	休業要請	飲食店等の時短要請	休業要請等に関する主な支援策
大阪府	<p>遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動施設、遊技施設、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、博物館等(1,000㎡超)、ホテル又は旅館(1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を含む店舗で1,000㎡超)【4月14日～5月15日】</p> <p>上記施設のうち、これまで全国でクラスターが発生した施設及び類似施設(キャバレー等の接待を伴う飲食店、スナック、ライブハウス、屋内運動施設など)、集会・展示施設(貸会議室除く)、文教施設、1,000㎡を超える遊興施設、遊技施設、屋外の運動施設(これら以外の施設については、府の定める標準的対策の遵守を条件に要請解除)【5月16日～5月22日】</p> <p>これまで全国でクラスターが発生した施設(キャバレー等の接待を伴う飲食店、スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツジム)【5月23日～5月31日】</p> <p>《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○4月24日以降、パチンコ店計10店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月24日～5月6日】</p>	<p>食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など)※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトを除く)【4月14日～5月15日】</p> <p>※営業時間を朝5時から夜10時までの間とし、酒類の提供は夜9時までとすることを要請(宅配・テイクアウトを除く)【5月16日～5月22日】</p>	<p>【休業要請支援金(府・市町村共同支援金)】</p> <p>大阪府から施設の使用制限による休業要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主を対象に、家賃等の固定費を支援し、将来に向けて事業継続を支えする支援金を支給</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業 100万円(府と市町村で1/2ずつ負担) ・個人事業主 50万円(府と市町村で1/2ずつ負担) <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/keishien/kvu/vyoshienkin/index.html</p>
			<p>【大阪府休業要請外支援金】</p> <p>「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」支給対象外の事業者で、自主休業や外出自粛等に伴う売上げ減少等で経営に深刻な影響が生じている中小企業・その他の法人・個人事業主に対して、家賃等の固定費を支援し、事業継続を支えする支援金を支給</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小法人 府内に複数事業所を有する場合100万円 1事業所の場合50万円 ・個人事業主 府内に複数事業所を有する場合 50万円 1事業所の場合25万円 <p>※支援金の支給は1事業者につき1度。</p> <p>【対象要件】</p> <p>令和2年3月31日以前に開業及び設立(以下「開業」という。)し、営業実態のある中小法人及び個人事業主で、下記の(1)から(3)までの3つの要件を全て満たすことが必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。 (2)令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。 (3)休業要請支援金の支給対象でないこと。 <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/kyuyougyououseigai/index.html</p>
			<p>【デリバリーサービスを活用した外出の自粛促進に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内の店舗と配達業務提携をする食事の配達(出前)に関するサイトを運営する事業者が、外出自粛に資することを目的に、消費者に特別のポイント等の付与を行う事業に対して補助 <p>【補助事業・特別ポイント付与等の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象:食事の配達に関するサイトを運営する事業者 ・府内の店舗から府内の人への電子決済による出前注文で、1,000円以上の注文に500円分のポイント等を付与。 ・実施期間:令和2年5月31日まで(ポイント等の使用期限は6月30日まで)・補助率:1/2 <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/ijvchosei/del-ijvosva/index.html</p>
兵庫県	<p>遊興施設等、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、運動施設、遊技施設、劇場等、集会・展示施設(1,000㎡超、ホテル又は旅館は集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を含む店舗で1,000㎡超)【4月15日～5月15日】</p> <p>上記施設のうち、これまで全国でクラスターが発生した施設及び類似施設(キャバレー等の接待を伴う飲食店、スナック、ライブハウス、屋内運動施設など)、集会・展示施設(貸会議室除く)、文教施設、1,000㎡を超える遊興施設、遊技施設、屋外の運動施設【5月16日～5月22日】</p> <p>これまで全国でクラスターが発生した施設及び類似施設(キャバレー等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス、ダンスホール、ダーツバー、パブ、性風俗店、スポーツジム)【5月23日～5月31日】</p> <p>《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店計7店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月27日～5月6日】</p> <p>《第45条第3項の規定に基づく指示》 ○パチンコ店3店舗に対し施設の使用停止(休業)を指示【5月1日～5月6日】</p>	<p>食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など)※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスを除く)【4月15日～5月15日】</p> <p>※営業時間を朝5時から夜10時までの間とし、酒類の提供は夜9時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスを除く)【5月16日～5月22日】</p>	<p>【休業要請事業者経営継続支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県からの休業要請、協力依頼、営業時間短縮の要請(飲食店)に応じる県内の事業者で、かつ、令和2年4月の売上が前年同月比50%以上減少している中小法人及び個人事業主に対し、国の持続化給付金に加え、県・市町強調による経営継続支援金の支給手続きを進める。 ○最大の給付金:中小法人100万円、個人事業主50万円(飲食店及び旅館・ホテルについては、中小法人30万円、個人事業主15万円) ○申請受付期間:令和2年4月28日(火)～6月30日(火)【予定】※正式な審査開始は各市町の議決後 ※本支援金は県と市町双方の負担により行うことから、市町の予算の議決がなされた後に支払 <p>https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/kvu/voshien.html</p>

47都道府県の休業要請等及び休業要請等に関する主な支援策の内容（8/11）

注：本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。

令和2年6月23日時点

都道府県	休業要請	飲食店等の時短要請	休業要請等に関する主な支援策	
奈良県	遊興施設、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、遊技施設、運動施設（一部の屋外施設は観客席部分のみ）、劇場等、集会・展示施設、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設（生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を含む店舗で1,000㎡超）【4月23日～5月14日】 上記施設のうち、これまで全国でクラスターが発生した施設及び類似施設（キャバレー等の接待を伴う飲食店、ライブハウス、屋内運動施設など）、集会・展示施設（貸会議室除く）、文教施設、1,000㎡を超える遊興施設、遊技施設、屋外の運動施設【5月15日～5月22日】 遊興施設（キャバレー等の接待を伴う飲食店、スナック、バー、カラオケ、ライブハウス等）、運動施設（スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ）【5月23日～】	食事提供施設 営業時間については、午前5時から午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトサービスは除く） 【4月23日～5月14日】	【奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金】 ・県の休業要請及び営業時間の短縮に協力した中小企業に 20万円 （個人事業主に 10万円 ）	http://www.pref.nara.jp/55156.htm
和歌山県	遊興施設、劇場等、集会・展示施設、遊技施設、運動施設（一部の屋外施設は観客席部分のみ）、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設（生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を含む店舗で1,000㎡超）【4月25日～5月15日（博物館は5月6日まで）】 上記施設のうち、これまで全国でクラスターが発生した施設及び類似施設（キャバレー等の接待を伴う飲食店、ライブハウス、屋内運動施設など）、屋外の運動施設、文教施設、1,000㎡を超える場外馬（車・舟）券場、パチンコ屋、ゲームセンター【5月16日～5月22日】 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブ（以上は客の接待を伴わないものを除く）、性風俗店、デリヘル、ライブハウス、文教施設【5月23日～】	接待などを伴わない飲食店に対する営業時間の短縮要請は行わない。	・県融資制度の要件緩和 【中小企業融資制度】 中小企業に対する制度融資の融資枠を拡大するとともに、無利子融資を行うための利子補給を実施 【事業継続支援金】(全産業(国の持続化給付金の給付を受けた事業者)を対象) 新型コロナウイルスの影響により、売上減少が50%以上ある事業者の事業継続に向け、県独自の支援金を支給（ 20万円～100万円 ） 【県内事業者事業継続推進】 県内事業者が事業の継続に向けて、ネット販売システムの構築等の新たな取組や既存事業に加えて新規事業に乗り出す等の新型コロナウイルス感染症の影響を打破すべく実施する取組や感染症拡大防止対策等の安全・安心確保への取組に対して支援を実施（・補助限度額:100万円 ・補助率:補助対象経費の2/3）	https://www.pref.wakayama.lg.jp/pref/g/060300/gyoumu/kiinyuu/sangvouchien.html https://www.wakayama-sangyo.com/2020/05/01/新型コロナウイルス感染症に係る県独自の支援策/
鳥取県	パチンコ店【5月2日～5月6日】 《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店13店舗に対し施設の使用停止（休業）を要請【5月5日～5月6日】	なし	—	—
島根県	パチンコ店【5月2日～5月6日】 感染者が長時間利用したにも関わらず、従業員や利用者の健康確認やPCR検査に協力が得られない1施設に対し休業要請【5月10日～5月14日】 《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○複合型カフェ1店舗に対し施設の使用停止（休業）を要請【5月14日】	なし	—	—
岡山県	なし	なし	—	—
広島県	遊興施設等、大学・学習塾等(1,000㎡超)、遊技施設、運動施設、劇場等、集会・展示施設、商業施設(1,000㎡超、生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)、文教施設(幼稚園は特段の事情による受入継続が必要なものは除く)【4月22日～5月14日（5月11日以降は自動車教習所、動物園、美術館、映画館等の施設については対象外）】 運動施設（スポーツクラブ等）、遊興施設等（キャバレー、ナイトクラブ等、カラオケボックス、ライブハウス等、風俗等に関する営業）【5月15日～5月21日】	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月22日～5月14日（5月11日以降は営業時間を夜9時まで緩和）】 ※酒類の提供を夜10時までとすることを要請【5月15日～】	感染拡大防止協力支援金(仮称) 対象:休業や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する、個人事業主、中小企業者 支給額: 10万～30万円	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support.html

47都道府県の休業要請等及び休業要請等に関する主な支援策の内容（9／11）

注：本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。

令和2年6月23日時点

都道府県	休業要請	飲食店等の時短要請	休業要請等に関する主な支援策
山口県	遊興施設、運動・遊戯施設【4月21日～5月6日】 遊戯施設（パチンコ店）【5月7日～5月15日（5月10日までは、引き続き休業の協力を要請、5月11日以降は、土曜日及び日曜日の休業の協力を要請）】 《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店2店舗に対し施設の使用停止（休業）を要請【5月9日～】	なし	売上げが落ち込む飲食店などへ一律 10万円 を支給するほか、宅配など新規事業をめざす中小企業には最大 300万円 を支援。 4月21日からパチンコ店やカラオケボックスなど県内の21種類の施設に休業を要請。事業所数1か所て 15万円 、2か所以上で 30万円 を協力金として支給 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/ai16100/kansennsvou/202005001.html#1
徳島県	なし	なし	—
香川県	遊興施設等、大学・学習塾(1,000㎡超)、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)、文教施設(幼稚園は特段の事情による受入継続が必要なものは除く)、県外から多くの観光客が見込まれるうどん店【5月2日～5月6日】	飲食店等の食事提供施設に夜8時以降の営業の休止を要請【4月25日～5月6日】	休業支援:1事業者あたり 20万円 (うどん店1事業者あたり 10万円) 営業時間短縮支援:1事業者あたり 10万円 https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir6/dir6_2_dir6_2_1/w7d7f3200422163947.shtm1
愛媛県	遊興施設、遊技施設【4月27日～5月31日（5月11日以降は県の定める感染防止対策を講じる場合は対象外）】	なし	・休業協力金は設けない ○新型コロナウイルス感染症対策推進事業者支援事業費 厳しい状況下で営業を継続し、県民生活を支える事業者に対し、感染拡大防止のための新たな取組みを支援 対象者:2年4月13日～5月31日まで3密回避に新たに取り組む県内の中小企業者のうち、飲食店、食料品・医薬品・衛生用品を扱う小売店(全国チェーンの直営店舗、1,000㎡を超える店舗は対象外) 支給額は 5万円/者 (1回のみ) ○感染拡大防止協力宿泊事業者支援事業費 感染拡大防止のため、令和2年5月1～31日に県外からの宿泊予約の延期又はキャンセルに協力した県内宿泊事業者を支援する。支給額は1泊当たり5千円(上限15万円/者)
高知県	接待を伴う飲食店(風営法第2条第1項第1号に該当するもの)、カラオケボックス、ライブハウス【4月24日～5月6日】	旅館、ホテル(食事提供の場に限る)、飲食店(居酒屋、料理店など) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配、テイクアウトサービスを除く)【4月24日～5月6日】	1事業者 30万円 を基本(県 20万円 、市町村 10万円) ※現在市町村と調整中であり、市町村によっては、県分の 20万円 のみの支給となる可能性
福岡県	遊興施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、学校、運動施設、遊技施設、劇場等、集会・展示施設(博物館等は1,000㎡超、ホテル又は旅館は集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)等【4月14日～5月14日】 国内においてクラスターが発生した施設(キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツジム、スポーツ教室)【5月15日～5月31日】※バーについては、5月20日に接待を伴わないものは除くことを明記 【北九州市のみ】接待を伴う飲食店、ライブハウス※「接待」は県の定める基準による(6月1日～6月18日) 《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店6店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月29日～5月6日】 《第45条第3項の規定に基づく指示》 ○パチンコ店6店舗に対し施設の使用停止(休業)を指示【5月5日～5月6日】	飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【4月14日～5月14日】	【新型コロナウイルス感染症緊急対策】 ・国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業等(前年同月比で売上が30%～50%減少)に現金を給付(法人:上限 50万円 、個人事業者:上限 25万円) ・県の制度融資における保証料全額補てんに加え、新たに無利子・無担保の特別融資を実施(保証料・金利0%) ・通販サイトを活用した県産品販売キャンペーンの実施 ・企業、公共施設での花きの利用に対する支援 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/coronavirus-shien-emergency.html

47都道府県の休業要請等及び休業要請等に関する主な支援策の内容（10／11）

注：本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。

令和2年6月23日時点

都道府県	休業要請	飲食店等の時短要請	休業要請等に関する主な支援策	
佐賀県	遊興施設等、大学・学習塾等(1,000㎡超)、文教施設、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービスを営む店舗で1,000㎡超)【4月22日～5月6日(接待を伴う飲食店は5月20日まで)】	飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など ※営業時間を朝5時から夜8時までの間(酒類の提供も同様の時間)とすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【4月22日～5月6日】	【佐賀県 店舗休業支援金】 ・県からの休業や時間短縮営業の要請に応じた事業者に対し1店舗ごとに 15万円 ・5月7日以降の休業要請に応じた事業者に対し1店舗ごとに 15万円	https://www.pref.saga.lg.jp/kiji0037/4044/index.html https://www.pref.saga.lg.jp/kiji0037/4231/index.html
長崎県	遊興施設等、大学・学習塾等(1,000㎡超)、学校、遊技施設、運動施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、劇場等、集会・展示施設、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービスを営む店舗で1,000㎡超)【4月25日～5月6日】 遊興施設等【5月7日～5月15日】	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など(宅配・テイクアウトサービスは除く)) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月25日～5月6日】	【長崎県新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る休業要請協力金】 ・県からの休業や営業時間の短縮要請に応じた事業者を対象に、一事業者あたり 30万円 ・休業要請延長に伴う5月7日以降の協力金の追加給付は行わない。	https://www.pref.nagasaki.jp/bunruiz/hokushi-hoken/kansensho/corona_kvugyo/
熊本県	遊興施設等、大学・学習塾等(1,000㎡超)、学校、運動施設、遊技施設、劇場等、集会・展示施設、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) 商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスを営む店舗で1,000㎡超)【4月22日～5月6日(遊興施設、遊技施設は5月10日まで。ただし、「三つの密」が避けられない遊興施設については、5月20日まで)】	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【4月22日～5月10日】	【熊本県休業要請協力金】 ・県からの休業要請に応じた事業者に対し 10万円 ・休業要請延長に伴う5月7日以降の協力金の追加給付は行わない。 【熊本県事業継続支援金】 ・国の「持続化給付金」の対象外となる、売上が一定程度減少した法人事業者に最大 20万円 、個人事業者に最大 10万円	https://www.pref.kumamoto.jp/kiji/32491.html
大分県	遊技施設【4月24日～】 ただし、感染者の発生状況等を踏まえ、県外利用者の入場制限、3つの密の回避など感染防止策を徹底する店舗については、要請の期限を5月10日までとする	なし	—	—
宮崎県	遊興施設等、遊技施設【4月25日～5月10日】(5月11日より県独自の「強い警戒態勢」に移行)	なし	【宮崎県休業要請協力金】 ・県からの休業要請に応じた事業者を対象に、一事業者あたり 10万円	https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shokoseisaku/shigoto/s_hokogyo/20200424180342.html
鹿児島県	遊興施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、学校、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、博物館・ホテル等(1,000㎡超、ホテル等は集会の用に供する部分に限る)、商業施設(1,000㎡超)【4月25日～5月6日】 遊興施設(接待を伴う飲食店等)【4月25日～5月14日】	飲食店(居酒屋含む)、料理店、喫茶店など ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【4月25日～5月6日】	【新型コロナウイルス感染症対策休業協力金】(仮称) ・4月25日からの対象期間に休業や営業時間の短縮に協力した事業者に対し、①中小企業 20万円 、②個人事業主 10万円	https://www.pref.kagoshima.jp/af02/s_angevo-rodo/tyusvoukigyov/koronaurisu.html

47都道府県の休業要請等及び休業要請等に関する主な支援策の内容（11／11）

注：本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。

令和2年6月23日時点

都道府県	休業要請	飲食店等の時短要請	休業要請等に関する主な支援策	
沖縄県	<p>遊興施設等、大学・学習塾等（1,000㎡超）、遊技施設、運動施設、劇場等、集会・展示施設（博物館等は1,000㎡超、ホテル又は旅館は集会の用に供する部分に限る）、商業施設（生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超）、文教施設【4月23日～5月20日（5月14日以降、一部遊興施設（接待・接触を伴う営業に使用する施設）を除いて、感染対策を徹底するためのガイドラインを作成し遵守している施設については営業再開可能。）】</p>	<p>食事提供施設（飲食店（居酒屋を含む）、料理店、喫茶店等） ※朝5時から夜8時までの間の営業、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テイクアウトサービスは除く）【4月23日～5月13日】 朝5時から夜10時までの間の営業、酒類の提供は夜9時までとすることを要請（宅配・テイクアウトサービスは除く）【5月14日～5月20日】</p>	<p>【感染症防止対策緊急支援事業（飲食店）】 特措法に基づく協力要請対象事業者とはならない「飲食業」で、売上が減少している事業者を対象に、緊急支援金10万円を支給。 ※受付期間は、令和2年4月30日（木）から同年6月15日（月）まで</p> <p>【感染症拡大防止協力金】 特措法による協力要請や特措法によらない協力依頼を受けて、協力要請・依頼をした翌日、4月24日から5月6日の全期間休業に応じた事業者を対象に協力金20万円を支給 ※受付期間は令和2年5月11日（月）から同年6月30日（火）まで</p> <p>【感染症防止対策支援事業】 感染の影響や、これまでの外出自粛要請等に応じて、経済的な影響を受けている事業者のうち、特措法に基づく協力要請対象事業者とはならない「小売業等」で、売上が減少している事業者を対象に、支援金10万円を支給 また、国等から支援を受けられない認可外保育園事業者を対象として、支援金10万円を支給 ※令和2年5月15日より受付開始（認可外保育施設については、令和2年5月1日（金）から同年6月30日（火）まで）</p>	<p>（新型コロナウイルス感染症対策に係る県独自の実施方針策定について） https://www.pref.okinawa.lg.jp/200515.html</p> <p>（沖縄県による経済支援策） https://www.pref.okinawa.lg.jp//site/shoko/seisaku/kakaku/covid-19/keizaisiensaku.html</p>